

諮 問 説 明 書

1. 裁決の方針

本件審査請求2件（審査請求第2号及び第3号）については、いずれも理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却すべきである。

2. その理由

審理員意見書と同旨である。

3. 審理手続の経過

(1) 審理員の指名

ア 審査庁は、令和8年2月27日付けで、審査請求第2号及び第3号の審理手続を担当する審理員として、鉄道局技術企画課技術基準管理官である水野寿洋を指名し、同日付けでその旨を審査請求人及び処分庁に通知した。

(2) 審理手続

ア 審理員は、令和8年3月2日付けで、審査請求第2号及び第3号について、各処分庁に対し同年3月31日までに弁明書を提出するよう求めた。

イ 審査請求第2号の処分庁（国土交通大臣）は、令和8年3月27日付けで、審理員に対し弁明書を提出した。

審査請求第3号の処分庁（関東運輸局長）は、令和8年4月3日付けで、審理員に対し弁明書を提出した。

ウ 審理員は、令和8年4月6日付けで、審査請求人に対し審査請求第2号及び第3号の弁明書の副本を送付するとともに、反論書を提出する場合には令和8年4月27日までに提出するように求めた。

エ 審査請求人は、令和8年4月19日付けで、審査請求第2号について、審理員に対し反論書を提出した。

オ 審査請求人は、令和8年4月19日付けで、審査請求第2号について、物件提出要求を申し立てた。

カ 審査請求人は、令和8年4月26日付けで、審査請求第3号について、審理員に対し反論書を提出した。

ク 審理員は、令和8年4月27日付けで、審査請求第2号について、東日本旅客鉄道株式会社、処分庁（国土交通大臣）及び運輸審議会に対して、物件提出を依頼した。

キ 審理員は、令和8年4月27日付けで、審査請求第2号及び第3号の審理手続を併合し、その旨を審査請求人及び各処分庁に通知した。

ケ 東日本旅客鉄道株式会社は、令和8年5月25日付けで、審理員に対し物件を

提出した。

コ 運輸審議会は、令和８年５月２５日付けで、審理員に対し物件が不存在である旨を回答した。

サ 処分庁（国土交通大臣）は、令和８年６月１日付けで、審理員に対し物件（不存在のものを除く。）を提出した。

シ 審理員は、令和８年６月２日付けで、審査請求人に対し物件の写しを送付した。

ス 審理員は、令和８年６月８日付けで、処分庁に対し反論書の副本を送付するとともに、処分庁に対し行政不服審査法第３６条に基づく質問を行った。

セ 処分庁（関東運輸局長）は、令和８年６月２９日付けで、審理員に対して質問の回答を行った。

ソ 処分庁（国土交通大臣）は、令和８年７月１日付けで、審理員に対し、質問の回答を行った。

タ 審理員は、令和８年７月３日付けで、質問書及び回答書の写しを審査請求人に送付した。

チ 審理員は、令和８年８月１７日付けで、審理関係人に対し審理を終結した旨の通知とともに、審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期は同年８月２４日である旨を通知した。

ツ 審理員は、令和８年８月２４日付けで、審査庁に対し審理員意見書及び事件記録を提出した。